

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

規 則

○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則 (障害者保健福祉課)	1
○北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉援護課)	3
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則..... (福祉援護課)	4
○児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (障害者保健福祉課)	4
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	10
○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	10
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則の一部 を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	11

規 則

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則をここに公布する。
平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第134号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「指定知的障害児施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第24条の9第1項の申請は、別記第1号様式の指定知的障害児施設等指定申請書によってしなければならない。

(指定の標示)

第3条 法第24条の9第1項に規定する指定を受けた者は、その旨を当該指定知的障害児施設等の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出)

第4条 法第24条の13の規定による届出は、別記第2号様式の変更届出書によってしなければならない。

(指定の辞退の届出)

第5条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、別記第3号様式の指定辞退届出書によってしなければならない。

(公示)

第6条 法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定知的障害児施設等の設置者(法24条の14の規定により指定知的障害児施設等の指定を辞退した者及び法第24条の17の規定により指定知的障害児施設等の指定を取り消された者を含む。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 指定知的障害児施設等の種類、名称及び所在地
- (3) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (4) 指定知的障害児施設等の事業所番号

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

受付番号	
------	--

指定知的障害児施設等指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名



児童福祉法第24条の9第1項の規定により、施設に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設所在地市町村番号

設	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号)			
連 絡 先	電話番号		FAX番号		

年 月 日

北海道知事 様

所在地
名 称
代表者氏名



児童福祉法第24条の13の規定により、指定を受けた内容を次のとおり変更しましたので届け出ます。

		事業所番号									
指定内容を変更した施設	名 称										
	所 在 地										
	サービスの種類										
変 更 が あ っ た 事 項						変 更 の 内 容					
1	施設の名称					(変更前)					
2	施設の所在地(設置の場所)										
3	設置者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名及び住所										
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)										
7	施設の平面図、設備の概要等					(変更後)					
8	施設の管理者の氏名、住所等										
9	運営規程										
10	障害児施設給付費の請求に関する事項										
11	併設施設における利用定員数又は当該施設入所者の定員										
12	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容										
13	当該申請に係る事業の開始予定年月日										
14	併設施設がある場合の当該併設施設の概要										

置 者	法人の種類別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ 氏 名		
	代表者の住所		(郵便番号)		
指 定 を 受 け よ う と す る 施 設	フリガナ 名 称				
	施設の設置 の 場 所		(郵便番号)		
	同一所在地において行う事業等の種類	実施 事業	開 始 予 定 年 月 日	実施 事業	他法において既に指定を受けている事業等 法律の名称 指定年月日
					備考
事業所番号		(既に指定を受けている場合)			

備考

- 「受付番号」及び「施設所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
- 「法人の種類別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、設置者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当欄に「 」を記入してください。
- 「事業所番号」欄は、指定知的障害児施設等として既に事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

別記第2号様式(第4条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

15	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	
	変 更 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名



児童福祉法第24条の14の規定により、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号																			
指定を辞退する施設	名 称																			
	所 在 地																			
指定を受けた年月日	年 月 日																			
指定を辞退する年月日	年 月 日																			
指定を辞退する理由																				

現に施設に入所している者に対する措置	

備考

指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第135号

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業のホームヘルパーの業務及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち同法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第4項に規定する行動援護又は同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護（以下これらを「居宅介護等」という。）を行う事業所の従業者であって居宅介護等を主たる業務とする者の業務

第2条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）」を削り、「、同条第4項」を「又は同条第4項」に改め、「又は同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則第9条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用

する。ただし、第2条の規定は、平成18年10月1日から施行する。

- 2 平成18年4月1日前において障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第25条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第7項に規定する児童居宅介護等事業又は障害者自立支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第6項に規定する身体障害者居宅介護等事業を行う事業所において行ったホームヘルパーの業務は、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされる事業を含む。)のうち居宅介護(同法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。)、行動援護(同条第4項に規定する行動援護をいう。以下同じ。)又は外出介護(同法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護をいう。以下同じ。)(以下これらを「居宅介護等」という。)を行う事業所の従業者であって居宅介護等を主たる業務とする者がした業務とみなす。
- 3 第1項ただし書に規定する規定の施行の日前において前項に規定する障害福祉サービス事業のうち外出介護を行う事業所の従業者であって外出介護を主たる業務とする者がした業務は、同日以後においては、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護又は行動援護を行う事業所の従業者であって居宅介護又は行動援護を主たる業務とする者がした業務とみなす。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第136号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年北海道規則第144号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)第2条第1項第11号」を「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号」に改め、同条第2号中「大正12年^{内務省}鉄道省令」を「大正12年^{内務省}鉄道省令」に改める。

別表第1の1の項の(10)中「身体障害者福祉ホーム、知的障害者更正施設」を「福祉ホーム」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第137号

児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道公害防止条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

- (1) 北海道公害防止条例施行規則(昭和47年北海道規則第72号)第26条第1項第2号
 - (2) 北海道立開拓の村管理規則(昭和58年北海道規則第21号)第5条第1号オ
 - (3) 北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則(平成3年北海道規則第5号)第5条第1号オ
 - (4) 北海道立産業共進会場条例施行規則(昭和47年北海道規則第82号)第4条第1号イ
 - (5) 北海道立道民の森管理規則(平成2年北海道規則第51号)第4条第1号工
 - (6) 北海道立真駒内公園管理規則(昭和50年北海道規則第51号)第6条第1号イ
 - (7) 北海道立野幌総合運動公園管理規則(昭和60年北海道規則第47号)第6条第1号イ
 - (8) 北海道子どもの国管理規則(平成元年北海道規則第91号)第5条第1号イ
 - (9) 北海道立オホーツク公園管理規則(平成6年北海道規則第70号)第6条第1号イ
 - (10) 北海道立宗谷ふれあい公園管理規則(平成10年北海道規則第98号)第6条第1号イ
 - (11) 北海道立十勝エコロジーパーク管理規則(平成15年北海道規則第79号)第6条第1号イ
 - (12) 北海道立ゆめの森公園管理規則(平成16年北海道規則第34号)第5条第1号イ
- (北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第5号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第6号中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

第2条の4第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第4号中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の表保健師の項の第5号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同項の第6号中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

第7条の5第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第4号中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

(未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正)

第4条 未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則(昭和35年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の9」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第138号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第2条から第11条までを削る。

第11条の2中「別記第13号様式の2」を「別記第1号様式」に、「別記第13号様式の3」を「別記第2号様式」に改め、同条を第2条とする。

第11条の3中「政令市」を「地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市(以下「政令市」という。)」に改め、同条を第3条とする。

第11条の4中「別記第13号様式の4」を「別記第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第11条の5中「第11条の3」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第11条の6第1項中「別記第13号様式の5」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式の6」を「別記第5号様式」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「別記第14号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第7条とする。

第7条の次に次の5条を加える。

(障害児施設給付費等の支給の申請)

第8条 法第24条の3第1項の障害児施設給付費又は法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請は、別記第7号様式の障害児施設給付費等支給申請書によりしなければならない。

(障害児施設受給者証)

第9条 法第24条の3第6項に規定する施設受給者証は、別記第8号様式とする。

(申請内容の変更の届出)

第10条 省令第25条の7第7項の届出書は、別記第9号様式とする。

(受給者証の再交付の申請)

第11条 省令第25条の7第9項の受給者証の再交付の申請は、別記第10号様式の障害児施設受給者証再交付申請書によりしなければならない。

(高額障害児施設給付費の支給の申請)

第12条 法第24条の6第1項の高額障害児施設給付費の支給の申請は、別記第11号様式の高額障害児施設給付費支給申請書によりしなければならない。

第12条の2を第12条の2の2とし、第12条の次に次の1条を加える。

(障害児施設医療受給者証)

第12条の2 知事は、法第24条の20第1項の規定により障害児施設医療費を支給することとした施設給付決定保護者に対し、別記第12号様式の障害児施設医療受給者証を交付する。

第13条の13(見出しを含む。)、第13条の14(見出しを含む。)及び第13条の15(見出しを含む。)中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第24条の2第1項中「法」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第26条の規定による改正前の法」に改める。

第26条第1項第1号中「法」を「障害者自立支援法附則第26条の規定による改正前の法」に改める。

別記第1号様式から別記第13号様式までを削る。

別記第13号様式の2中「(第11条の2関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第13号様式の3中「(第11条の2関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第13号様式の4中「(第11条の4関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第13号様式の5中「(第11条の6関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第13号様式の6中「(第11条の6関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第14号様式中「(第12条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の6様式を加える。

別記第7号様式(第8条関係)

障害児施設給付費等支給申請書

年 月 日

北海道知事 様

児童福祉法第24条の3第1項(第24条の7第1項)の規定により、障害児施設給付費(特定入所障害児食費等給付費)の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名					
フリガナ	居住地	〒				
		電話番号				
フリガナ		生年月日	年	月	日	
支給申請に係る障害児氏名		申請者との続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		
保険者名及び番号		被保険者証の記号及び番号				

サービス利用に係る事項

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	障害福祉サービス(居宅サービス)	利用中のサービスの種類と内容等			
		障害児施設支援(施設サービス)	利用中の施設名等			
	障害児施設給付費	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容				
		種	知的障害児施設	第1種自閉症児施設	第2種自閉症児施設	
			知的障害児通園施設	盲児施設	ろうあ児施設	
難聴幼児通園施設			肢体不自由児施設(入所・通所)	肢体不自由児療護施		
類	肢体不自由児通園施設	重症心身障害児施設	指定医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児)			
医	具	体的	内容			

療費	的	内容
----	---	----

注 「保険者名及び番号」欄及び「被保険者証の記号及び番号」欄は、障害児施設医療を希望する場合に記入すること。

別記第8号様式(第9条関係)

(第1面)

障害児施設受給者証	
受給者証番号	
施設支給決定保護者	居住地
	フリガナ
	氏名
障害児	生年月日
	フリガナ
交付年月日	氏名
	生年月日
支給都道府県の名称及び印	北海道
所管児童相談所の名称及び連絡先	

(第2面)

支給決定の内容	
施設支援の種類及び内容	
支給決定期間	
特定入所障害児食費等給付費の支給内容	
支給額	

適用期間			
利用者負担に関する事項			
利用者負担割合 (原則)	1割	利用者負担上限月額	
適用期間			
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間			
特記事項			

(第3面)

指定知的障害児施設等の記入欄		
指定知的障害児施設等の名称	入所日・退所日	施設確認印
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
	入所日 年 月 日	
	退所日 年 月 日	
特記事項		

(第4面)

注意事項欄
<p>1 この受給者証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定施設支援を受けようとするときは、必ずこの受給者証を指定知的障害児施設等に提示してください。</p>

- 3 指定施設支援を受けるときに支払う金額は、指定施設支援に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の1割です。ただし、この受給者証の第2面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。
また、食事及び居住に要する費用については、特定入所障害児食費等給付費欄に記載する額を1日当たりの上限として支給します。
- 4 負担上限月額及び特定入所障害児食費等給付費については、毎年施設給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この受給者証と認定に必要な関係書類を所管児童相談所に提出してください。
- 5 給付決定期間を経過したときは、障害児施設給付費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に所管児童相談所にこの受給者証を添えて、障害児施設給付費の支給の申請をしてください。
- 6 この受給者証の第1面及び第2面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この受給者証を添えて、所管児童相談所にその旨を届け出てください。

(第5面)

注意事項欄
<p>7 給付決定期間内に、居住地を他の都府県等の区域に移すと、この受給者証は使えなくなります。 居住地を移そうとする場合は、事前に、所管児童相談所にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、給付決定期間内に、他の都府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この受給者証を添えて、所管児童相談所に届け出てください。</p> <p>8 この受給者証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに所管児童相談所に届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの受給者証を発見したときは、速やかに所管児童相談所に返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、所管児童相談所にこの受給者証を返してください。</p> <p>10 不正にこの受給者証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>11 施設給付決定の内容欄に記載されていない指定施設支援については、障害児施設給付費の支給は受けられません。</p>

別記第9号様式（第10条関係）

障害児施設給付費等支給申請内容変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

次のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行規則第25条の7第7項の規定により届け出ます。

届出者 (保護者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		受給者証番号	
フリガナ	〒		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
支給申請に係る 障害児氏名			保護者との 続 柄	
届出書提出者の 連絡先等 (保護者以外の場 合のみ記入)	フリガナ		保護者との 関 係	
	氏 名		電話番号	
変 更 事 項 (該当に をして ください。)	支給決定保護者 等に関する事	①氏名	②居住地	③連絡先
	利用者である児 童に関する事	④氏名	⑤居住地	⑥連絡先
	そ の 他	⑦保護者との続柄		
変 更 内 容	変更前			
	変更後			

注 変更した内容を証する書類を添付すること。

別記第10号様式(第11条関係)

障害児施設受給者証再交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

児童福祉法施行規則第25条の7第9項の規定により、障害児施設受給者証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 ()	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			

保護者 ()	居住地	〒	電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
支給申請に係る 障害児氏名			申請者との 続 柄	
支 援 の 内 容			受給者証番号	
申請書提出者 の連絡先等 (申請者以外の場 合のみ記入)	フリガナ		申請者との 関 係	
	氏 名		電話番号	
申 請 理 由	1 破損又は汚損			
	2 紛失			
	3 その他()			

注 従前利用していた受給者証を添付してください(紛失の場合を除く。)

別記第11号様式(第12条関係)

高額障害児施設給付費支給申請書

年 月 日

北海道知事 様

児童福祉法第24条の6第1項の規定により、高額障害児施設給付費の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ		制 度	受給者証番号又は 被保険者証番号
申請者氏名			
生年月日	年 月 日		
居 住 地	〒	電話番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日

支給決定に係る 障害児氏名		続柄	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		申請に係るサービス利用月 年 月分	
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額			
同一世帯に属する他の支給決定障害者等	氏名	生年月日	制度 受給者証番号又は被保険者証番号

- 注1 制度欄は、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は①、児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給を受けている場合は②、介護保険法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は③をそれぞれ記入してください。
- 2 支払額を証する領収書を添付してください。
- 3 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- 4 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

別記第12号様式（第12条の2関係）

（表）

障害児施設医療受給者証								
公費負担者番号	7	9	0	1	6	0	1	0
医療受給者証番号								
施設給	フリガナ							
	居住地							

付決定保護者	フリガナ	生年月日	
	氏名		
障害児	フリガナ	生年月日	
	氏名		
自己負担上限月額	障害児施設医療 (食事療養を除く。)	月額	円
	食事療養	月額	円
適用期間			
交付年月日			
支給都道府県の名称及び印	北海道		
所管児童相談所の名称及び連絡先			

（裏）

注意事項

- この受給者証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。
- 障害児施設医療を受けようとするときは、必ずこの受給者証に医療保険の被保険者証を添えて、指定障害児施設等に提示してください。
- 障害児施設医療の負担上限月額は、この受給者証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。
- 障害児施設医療の負担上限月額は毎年施設給付決定保護者等の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この受給者証と認定に必要な関係書類を所管児童相談所に提出してください。
- 給付決定期間を経過したときは、障害児施設医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に所管児童相談所にこの受給者証を添えて、障害児施設給付費の支給の申請をしてください。
- この受給者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この受給者証を添えて、所管児童相談所にその旨を届け出てください。
- 給付決定期間内に、居住地を他の都府県等の区域に移すと、この受給者証は使えなくなります。

居住地を移そうとする場合は、事前に、所管児童相談所にご連絡、ご相談ください。

また、給付決定期間内に、他の都府県等の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この受給者証を添えて、所管児童相談所に届け出てください。

8 この受給者証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。

また、再交付を受けた後、紛失したこの受給者証を発見したときは、速やかに、所管児童相談所に返してください。

9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この受給者証を交付した児童相談所に返してください。

10 不正にこの受給者証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

別記第15号様式を削り、別記第12号様式の次に次の3様式を加える。

別記第13号様式から別記第15号様式まで 削除

別記第17号様式の7中「障害児相談支援事業等開始届」を「児童自立生活支援事業開始届」に、「障害児相談支援事業等を」を「児童自立生活支援事業を」に改める。

別記第17号様式の8中「障害児相談支援事業等変更届」を「児童自立生活支援事業変更届」に、「障害児相談支援事業等を」を「児童自立生活支援事業を」に改める。

別記第17号様式の9中「障害児相談支援事業等廃止（休止）届」を「児童自立生活支援事業廃止（休止）届」に、「障害児相談支援事業等を」を「児童自立生活支援事業を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第139号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第17条の3第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は法第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

第20条（見出しを含む。）中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「身体障害者相談支援事業等変更届」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

別記第20号様式中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届」に、

「身体障害者相談支援事業 身体障害者生活訓練事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	を	「身体障害者生活訓練等事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	に改める。
--	---	--------------------------------------	-------

別記第21号様式中「身体障害者相談支援事業等開始届」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届」に、

「身体障害者相談支援事業 身体障害者生活訓練事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	を	「身体障害者生活訓練等事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	に改める。
--	---	--------------------------------------	-------

別記第22号様式中「身体障害者相談支援事業廃止等（休止）届」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届」に、

「身体障害者相談支援事業 身体障害者生活訓練事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	を	「身体障害者生活訓練等事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業」	に改める。
--	---	--------------------------------------	-------

別記第23号様式及び別記第24号様式を次のように改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式を次のように改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第140号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第15条の4第1項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は」を削り、同条第3項を削る。

第3条中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第4条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第5条から第9条の6までを削る。

第10条中「別記第15号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「別記第16号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第6条とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条第1項中「第25条第1項第1号及び第2号」を「第25条第3号及び第4号」に改め、「別記第19号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第20号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第7条とする。

第15条中「別記第21号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式から別記第14号様式の6までを削る。

別記第15号様式中「（第10条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第16号様式中「（第11条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第17号様式及び別記第18号様式を削る。

別記第19号様式中「（第14条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第20号様式中「（第14条関係）」を「（第7条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第21号様式中「（第15条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第141号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則の一部

を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

題名中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「等」を加える。

第1条中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「及び指定障害者支援施設並びに法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者」を加える。

第2条中「法第36条第1項」の次に「（法第40条において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第38条第1項」を加え、「指定障害福祉サービス事業者指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者等指定申請書」に改める。

第3条中「法第36条第1項」の次に「又は法第38条第1項」を、「サービス事業所」の次に「若しくは相談支援事業所又は障害者支援施設」を加える。

第4条第1項中「指定障害福祉サービス事業者」の次に「又は指定相談支援事業者」を、「サービス事業所」の次に「又は相談支援事業所」を、「係る届出」の次に「並びに法第46条第2項の規定による指定障害者支援施設の設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項の変更に係る届出」を加え、同条第2項中「指定障害福祉サービス」の次に「又は指定相談支援」を加える。

第5条第1号中「含む。）」の次に「、指定障害者支援施設の設置者（法第50条第3項において準用する同条第1項の規定により指定障害者支援施設の指定を取り消された者を含む。）又は指定相談支援事業者（法第50条第4項において準用する同条第1項の規定により指定相談支援事業者の指定を取り消された者を含む。）」を加え、同条第2号中「サービス事業所」の次に「、障害者支援施設又は相談支援事業を行う相談支援事業所」を加え、同条第3号中「廃止」の次に「、指定の辞退」を加え、同条第5号中「サービス事業所」の次に「、障害者支援施設又は相談支援事業所」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（指定の辞退）

第5条 法第47条の規定による指定の辞退は、別記第4号様式の指定辞退届出書によってしなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者氏名 ㊞
 [法人にあっては主たる事務所の所
 在地並びに名称及び代表者の氏名]

障害者自立支援法第36条第1項(第38条第1項)の規定により、指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定相談支援事業者)に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所(施設)所在地市町村番号				
申請者	フリガナ					
	氏名(名称)					
	住所(主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) (ビルの名称等)				
	法人の種類別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	代表者の氏名・職	職名		フリガナ氏名		
代表者の住所		(郵便番号 -) (ビルの名称等)				
指定を受けようとする事業所	フリガナ					
	名称					
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -) (ビルの名称等)				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	事業開始予定年月日	他法において既に指定を受けている事業等 実施事業 法律の名称 指定年月日		備考
指定障害福祉サービス事業						

施設の種類の種類	所																				
	指定障害者支援施設																				
	指定相談支援事業所																				
	事業所番号	(既に指定を受けている場合)																			

- 備考
- 「受付番号」及び「事業所(施設)所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。
 - 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可等を受けた法人である場合は、その主務行政庁の名称を記入してください。
 - 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、事業の種類を記入してください。
 - 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当欄に「 」を記入してください。
 - 「事業所番号」欄は、指定障害福祉サービス事業者等として既に事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。

別記第2号様式(第4条関係) 変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
名称
代表者氏名 ㊞

障害者自立支援法第46条第1項(第2項)の規定により、次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号																			
指定内容を変更した事業所(施設)	名称																			
	所在地																			
	サービスの種類																			

変更があった事項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地（設置場所）	
3	事業者（設置者）の名称	
4	事業者（設置者）の主たる事務所の所在地	
5	事業者（設置者）の代表者の氏名及び住所	
6	事業者（設置者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所（施設）の平面図、設備の概要等	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、経歴及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者又は指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	
10	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	介護給付費等の請求に関する事項	
14	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
15	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	
21	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	

変更年月日	年月日
-------	-----

備考

- 1 該当項目番号に を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第3号様式中「指定障害福祉サービス」の次に「又は指定相談支援」を加える。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式（第5条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

名称

代表者氏名



障害者自立支援法第47条の規定により、次のとおり指定の辞退をしたいので届け出ます。

事業所番号	名 称	所在地	指定を受けた年月日	指定を辞退する年月日	指定を辞退する理由	現に施設に入所している者に対する措置
			年 月 日	年 月 日		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。
